

2019.7

Vol.027

公益社団法人 つくば市シルバー人材センター
働きませんか，健康で，たのしく

まぐな



令和元年度定時総会
高齢者運転の問題
センターの保険と現状
女性の集い

〈令和最初の定時総会開催〉

令和元年度定時総会が、6月27日（木）市民ホールやたべで開催されました。総会には会員506名（内委任状352名）が出席しました。

総会は、宇都宮理事長の挨拶で始まり、つくば市人材センターにおける1年間の活動の総括と役員および会員の協力に感謝するとともに、令和元年度の主な活動方針として経営の健全化、適正就業の推進、会員の増強および拡大、とりわけ女性会員の加入を促進し、女性活躍委員会の活性化を図るとの報告がありました。

来賓としてつくば市から副市長毛塚幹人氏、市議会議長神谷大蔵氏、保健福祉部長水野忠幸氏、高齢福祉課長中根英明氏の出席がありました。来賓の挨拶として毛塚氏と神谷氏から祝辞を賜り、副市長の祝辞では、高齢者に就業の場と働くよろこびの機会を提供する人材センターの活動に市民や市が注目し、期待もますます高まっており、頑張つてほしいとの発言がありました。

この後、総会の成立が宣言され、議長長遠藤忠氏が選出され、議事の進行にはいりました。



副市長挨拶

議事は、議案第1号として定款の一部改正が提案され、原山理事から内容説明があり、質疑のあと採択されました。続いて、議案第2号、平成30年度の事業報告、第3号、収支決算における監査報告が、それぞれの理事および中島監事からありました。質疑は議案第2号から第3号を一括して行い、質疑では出席者から質問があり、それぞれを担当理事から回答が行なわれた後、採択されました。議案第4号、理事候補者の選任、および理事の解任に

ついて、理事長より理事候補として磯部隆秀、小杉晴彦、山口真知子、真尾絹子4氏の紹介と辞任者1名の報告がありました。質疑に対して、理事長より回答後、採択されました。

続いて、報告第1号として令和元年度事業計画、第2号として元年度収支予算についてそれぞれの担当理事から提案がありました。これらに対する質疑はなく、採択されました。

提案されたすべての議題が採決され、議長解任のあと、安全標語の表彰と永年勤続会員の表彰授与式が行われ、盛会裏に総会は終了しました。今年度は、総会后、出席者に対してお楽しみ抽選会があり、楽しい総会となりました。みなさん、健康で1年間頑張りました！

◆やまびこ◆

五月に来日したトランプ米大統領が残していった宿題が、日米貿易問題。自動車の対米輸出や米国産農産物の対日輸出など、日本は難しい立場にあります。個人的には、国産品ファーストでちょっぴり抵抗したい。対中、韓、露問題でも課題山積だが、日本、がんばれ。

〈高齢者運転と事故と免許〉

みなさんはどうされますか？

大都会とは違って、茨城県では車は欠かせない移動手段の一つであり、運転免許を持つている人も多いのが現状です。

最近高齢者運転による事故の多発は、高齢者運転の是非にまで議論が発展し、会員の大半が70歳以上のシルバー人材センターにとっては死活問題です。しかし、幼い子供を巻き込む事故に対して、世論は極めて厳しく、事故を起こせば、損害賠償請求が巨額になりかねず、認知症などで責任能力が問えなければ、加害者の監督者（家族）が責任を負うこととなります。

高齢者交通事故の現状について、つくば中央警察署交通課企画・安全係に伺いました。高齢者とは65歳以上を指すそうです。まず直近の〈高齢者の都道府県別交通事故死者数〉では別表（1）のとおりですが、本県はやはり上位にいます。事故の主な原因の一つには、とっさの時の判断がまちがっていたのではなかったのかということが考えられるそうです。（別表（2）&（別表（3））。

ブレーキの踏み間違い、一時不停止、

信号の見落としなどによる事故があとを絶ちません。高齢に伴う判断の遅さやミスは起こりうると考えて、本人の運転や安全意識がかなり懸念されるようなら、家族や周囲が動いてあげるべきでしょう。望ましいのは、運転を卒業する運転免許証返納です。もしも運転に不安を感じたら、自主返納を考えるのも一つの選択肢です。警察署だ

(1) 高齢者の都道府県別交通事故死者数（日報値・前年対比）令和元年6月17日現在

都道府県	当年1月1日～6月17日								高齢者死者数含む	
	令和元年 順位	平成30年 順位	増減数		高齢者構成率		順位	全死者数		
千葉県	1	40	2	49	41	-9	19	62.50%	1	64
埼玉県	2	35	3	40	34	-5	27	59.30%	3	59
愛知県	3	35	1	54	47	-19	25	60.30%	4	58
大阪府	4	33	11	26	2	7	23	61.10%	5	54
茨城県	5	32	6	34	28	-2	24	60.40%	6	53
全国	754人		845人		-91		56.40%		1336人	

(2) 踏み間違い事故（過去五年累計）

年齢層別交通事故発生状況（単位：人）						
年齢層	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
発生件数	153	57	37	46	85	157

*いばらきシルバー交通安全事故情報ネットワーク協議会回覧板（6月号）

(3) 平成30年度中に発生した茨城県交通事故死者数

<全死者数122人のうち高齢者65人の年齢別割合>					<高齢者65人の死亡事故の状態別割合>				
90歳代	80歳代	70歳代	65～69歳	他年齢	歩行者	四輪車	自転車	二輪車	合計
6人	24人	24人	11人	57人	29人	22人	11人	3人	65人

*2018年1月～12月茨城県警データより

けでなく、運転免許センター、交番や駐在所でも運転免許証の返納手続きができるそうです。返納すれば、つくば市から利用期間は短いけれど「つくタク」「つくバス」利用というサポートがあります。

高齢者の運転免許更新手続き等については、75歳以上の人たちには事前に認知機能検査があり、これにパスすれば、高齢者講習（70歳以上受講が必須）を受けなければなりません。更新後、交通違反を重ねれば、専門医の診断（臨時適正検査）を受け、認知症と診断されれば、免許取消しになってしまいます。

ブレーキとアクセルの踏み間違い事故防止について、最近、一部の車種では採用されている先進技術を搭載して、事故防止や被害軽減が期待され、またペダル踏み間違いをした時に加速抑制装置がついた「サポートカー」などがあります。

交通事故に関しては、運転に限らず歩行や自転車の場合でも、信号、道路横断、外出などでは常に注意を怠らないように気をつけたいものです。自分が安全・安心で長生きするためにも、警察が行う交通安全教室などには積極的に参加して、交通安全意識を高める心がけが必要ですね。

新たな就業先

4月より希望職種が多い施設管理業務で新たな就業先が見つかり、3名の会員が就業しましたので紹介します。

つくばセンターに近接した筑波学院大学での施設管理業務で、大学が休みの日曜日を除く月曜日から土曜日の17時～21時（土曜日は13時～17時）の業務です。主な仕事は、校舎、体育館の出入り口の扉や教室の窓が閉まっているか、電気を消し忘れていない施設がないかなどを巡回して確認します。また、校内放送や巡回を通じて下校時間を教職員や学生に知らせ、同時に校内、施設内に残っている人の有無、駐車場の駐車状況の確認なども行っています。

大学の施設管理担当者によると、今までは警備会社に委託していましたが業務見直しのため、この時間帯の業務



点検中の林さん

をシルバー人材センターに委託したとのことでした。大学にはコンピュータ、重要な研究施設や教育教材があり、学生の個人情報など大切な資料を保管し、外国からの留学生も大勢います。センターとしては、決められた業務をしっかりと励行し、大学からも学生のみなさんからも信頼されるような存在になることを願っています。

佐藤淳さんインタビュー 『米寿！』 恐れいりました

シルバー人材センターの大きな目的の一つは、高齢者が社会とのつながりを保ち、健康で、労働やボランティア活動を通じて社会のために働く手助けをすることです。高齢者にとって、働くよろこびと健康が堅くつながっているのです。

センターにおいて、長期的な仕事に就業中の会員の最高齢者は、この6月にめでたく米寿（満88歳）を迎えた佐藤淳さんです。

佐藤さんは、市から委託されたつくば駅周辺の駐輪場の利用状況調査の業務で月に5～6日、1日6時間の仕事に就業し、3年目です。66歳でセン

ターに入会し、それ以来、22年間、つくば市のセンター広場周辺の駐輪場の管理、放置自転車の調査などの仕事を行ってきました。つくばTXの開通のはるか前からの就業で、センター広場周辺の変遷を逐一見つめてきました。

佐藤さんは健康で若々しく、とても88歳には見えません。とくべつ健康面で意識していないようですが、これまで大きな病気も、入院の経験もなく、一戸建ての自宅で一人暮らし、自炊をしています。

佐藤さんの生活で驚くことは、健康のために毎朝9千歩程を早足で散歩し、月に3～5回ゴルフをし、週に1回はプールに行くそうです。自動車は事故に注意し、家族の勧めにより安全機能装置付きで、他人を同乗させないことに徹しています。また、『怒らない』ことをモットーにし、違法駐輪自転車



工作中的の佐藤さん

への紙貼りや指導作業でお客さんから苦情があっても、逆に「さりげなく諭す」とのことでした。トラブルが生じないのも『年の功』、いや、佐藤さんの人柄がなせる業と思えました。これからも元気で、いつまでも頑張ってください。センターの誇りです。

センターの『加入保険』は：

池袋における高齢者の運転の交通事故、滋賀県での交差点内での衝突事故による散歩中の保育園児の列への自動車の飛び込み、高速道路における逆走などで痛ましい、大きな死亡事故が頻繁に発生しています。幼い子供と母親、保育園児などが被害者であり、高齢者や女性が加害者となっております。とくに高齢者運転による事故は増加の一途で深刻な社会問題となっております。ひとたび事故を起こして加害者になれば本人はもとより家族の苦しみ、後悔は図りしれなく重く、被害者家族に深い悲しみを与え、一生心に残る傷は癒せないでしょう。

上記のような事故の加害者になった場合、自賠責保険、任意保険（加入していれば）から補償金が支払われます

が、状況によって、本人は服役し、あるいは認知症などで責任能力が認められなければ加害者の監督者（家族）が賠償をすることになります。高齢者を会員とするシルバー人材センターとしては他人事ではなく、切実な問題です。万一の事故に備え、センターは会員から年間1,300円を徴収し、保険会社と契約して「傷害保険」と「賠償責任保険」に加入し、それぞれ、総額で1,137,620円、627,940円を保険会社に支払っています。

しかし、この保険金の補償には大きな制限があります。「傷害保険」は、センターが請け負った仕事をしているとき、仕事先までの往復、センターの指示による仕事の見積もり、研修会や総会出席など往復時の死亡やケガに対して支払われます。交通事故の場合、自らが加入している自賠責保険と任意保険からの支払いが行われ、この保険からの補償はありません。会員は自己責任として任意保険に加入し、万に備えるべきだと考えます。「賠償責任保険」は、就業中に誤って他人に身体傷害（死亡、ケガ）を与えたり、他人の財産を損傷（壊したり、よごしたり、なくしたり）した場合に支

払われます。29年度は深刻で重篤な事故の発生で、これまでに経験のない高額補償金の支払いとなり、18年4月から、いまままで契約していたCHUBBから三井住友海上に、保険会社の変更を余儀なくされた経緯もあります。30年度に保険会社から支払われた補償額は、「傷害保険」9件、1,411,000円、「賠償責任保険」4件、460,924円と決して少ない額ではありません。今後も保険金の高額な支払いが続くと引き受ける保険会社がなくなる可能性もあります。会員一人一人が安全就業へ一層努力し、事故をなくし、保険会社との契約金の低減を図らなければなりません。

75歳以上の高齢運転免許保有者は、650万人に達しています。「高齢ドライバー事故」の加害者とならないと同時に、センター業務においても「傷害保険」、「賠償責任保険」の対象者とならないよう注意してもらいたいと思います。まずは、「安全運転」、作業前の「安全確認と点検」の励行を望みます。



林災協主催の 草刈り講習会の実施

収入を得る目的で刈り払い機を取り扱って草刈りを行う場合には、厚労省の「労働安全衛生教育法」に定められた草刈り技能講習の受講が義務づけられています。刈り払い機を使用する剪定班、草刈り班に所属する班員の一部は、すでに技能講習を受講して証明書を取得していますが、これを所有していない班員が多くなっています。

センターでは、毎年独自で刈り払い機の使い方と保守点検の技能講習を実施し、作業の安全を図っています。しかし、ここ数年、法にもとづく技能講習の受講を実施してきませんでした。平成29、30年度、草刈り作業に関する事故は非常に多く発生し、事故による傷害、損害の補償額も極めて大きくなりました。事故を防ぐために刈り払い作業の安全性向上と新たに加入した草刈り班員の技術向上は不可欠であり、今年度は40名程度の班員を受講させることになりました。受講料は一人当たり約10,000円、このうち7,000円をセンターが補助し、受講者が

3,000円程度負担することになりました。

講習会は今年9月、法的な草刈り技能講習を国から委託されている林業・木材製造労働災害防止協会の研修担当者により、大穂交流センターで実施することになりました。講習会の日程、場所、応募方法などの詳細は決まり次第会員にお知らせします。特に草刈り班、剪定班における班長などの指導的な立場にある会員は、率先してこの講習会を受講することによって、草刈り作業の安全向上を図り、事故防止につながることを期待されます。

春の剪定技能検定が開催される

30年度、春剪定技能講習会と検定試験が5月22日（水）～24日（金）農林研究機構畜産センターで実施されました。技能検定試験に先立つ2日間の講習会には会員77名が出席し、樹木の見分け方、剪定技術や作業安全の講習が行われました。

24日の剪定技能検定試験には、会員31名が出席し、審査員の見守る中で、それぞれ剪定技能向上を旨として真剣にチャレンジしました。審査の結果は

後日、剪定ランク審査委員会から発表されます。

技能試験受験者、ランク審査委員の年齢も一段と高齢化し、Aランクの技能を所持する会員もこの傾向にあります。剪定作業は、熟練を要し、何より経験と体力が求められます。剪定作業の依頼は、毎年増加の傾向を示し、作業依頼から数カ月後に作業を行うという異常な事態になっていて、作業を行う班の拡大や効率化が急務となっています。高齢化した剪定作業者の負担を緩和して安全性と効率化を図るためには、より新しい会員の参加が不可欠です。

年2回の技能検定と同時に、計画的に剪定班数の増加や責任者の育成と若返りを図り、何より剪定作業依頼者からの注文に迅速に対応できる体制を構築することが必要です。

女性活躍委員会 「女性の集い」を開催

女性活躍委員会は、7月1日、イーアスホールで今年度第1回目の「女性の集い」を開催しました。女性会員によるサークル活躍は、年々盛んになり、女性会員の交流場として根付き、参加



講演を聴く参加者

者も増え、巾着袋、帽子、靴下、草履などを製作、販売し、また製品の一部を毎年、小学校の新生入生に贈るなど地域に確実に密着しております。

「女性の集い」は、女性会員の活躍の認知度を上げ、女性会員の拡大を図るため、女性限定の入会審査会、専門家による「メイクアップ講座」や警察により防犯のための講演、実演会を市民の皆様に向けて行いました。

女性を中心とした集いは、センターとして初めての試みでしたが、たくさんの女性や夫婦同伴の人々が来場し、女性会員の活動状況を聞き、展示した製作品を眺めておりました。また、メ

イクアップの実演も好評で多くの女性に参加しました。前半に行なわれた中央警察署のベテラン警察官による講演は、振り込め詐欺の実態やその防止対策など、最近の実情に即した話題で、実例を挙げた説明に熱心に聞き入っております。

委員会では、この10月～11月に内容と規模をさらに拡大し、2回目の「女性の集い」を開催する計画をしております。今回の結果を参考に、内容の充実を図り、より多くの女性や家族、たくさんの方が集る開催を目指すこととなります。女性会員の拡充と活躍のさらなる飛躍を期待しています。

大穂地区活動レポート 「宝篋山トレッキング」

5月29日、朝はあいにくの雨。それでも8名が大穂支所に参集。9時30分には北条大池近くの筑波総合体育館を出発し、山口第2コースから宝篋山頂を目指しました。

雨もすっかり止み、涼しく、トレッキングには絶好の日和になりました。

このコースはなだらかで比較的登りやすいとのことでしたが、歩いてみると

かなりきつく、男性会員が女性会員を引っ張り上げる場面もみられました。みんな大汗で山頂に到着。461mという低山ながら達成感を満喫、ほんのりまろく感じる地平線や霞ヶ浦の眺望を楽しみました。

下山では足を滑らせないように、立ち木をつかんで慎重に降りました。参加者から「春の桜の時期にまた来たいね」との話も出て、これは恒例行事になりそうな予感、楽しい一日となりました。



宝篋山頂上にて

シルバー人材センターの規定類を整備することがなぜ重要か？

桜地区地区長 加地浩成

人生100年時代と言われる昨今、シルバー人材センター（以下、センター）の役割はますます期待されています。その期待に応えるためにも、センターはより効果的に運営しなければなりません。それは人、モノ、カネ、情報を効果的に機能させることです。最も重要なことは、センターを構成する会員が提供するサービスを依頼者に満足してもらうことです。

そのための「よりどころ」になるのが規定類（規則や基準の類い）です。なぜなら、センターを構成する会員は、規定類で定められたルールで行動するからです。

規定類はセンターの発足以来、状況変化に対応して加筆訂正され蓄積されてきました。ですから規定類はセンターの全ての行動指針となる「財産」とも言えます。

規定類をきちんと整備することには次のようなメリットがあります。

1. センター関係者にシルバーの意図するところを明確に伝えられる。

2. センター関係者に責任と権限を明確にすることが出来る。

3. 規定類が文書化されることで内外にセンター組織の全容を提示して透明性のある組織であることを示すことが出来る。

4. 問題を未然に防止するとともに、問題が発生した場合に課題と対策の実施のガイドラインとして活用できる。

5. 価値観が多様化している会員、依頼者が増えている現在、将来、裁判が起ることが想定される。その際には規定類はセンターを守るツールになる。

このような規定類を効果的に維持するには次のことが必要です。

1. センターを取り巻く情勢は常に変化するため、規定類は現状に合わせて常に見直して迅速に最新化する。

2. 規定類の最新化を確実に行うために、規定類整備の責任者を明確にする。

私は現役時代に国際規格ISOの審査員としての経験を生かして総務部会で規定類の整備を担当して現在に引き継いでいます。今後の関係者に期待致します。

〈歴史に学ぶ〉

親心

新元号〈令和〉出典となった万葉集。ここに防人の歌として収載され、心に残る歌があります。「父母が、頭かきなで、幸くあれで、言ひし言葉ぜ、忘れかねつる」（巻20・四三四六 駿河国 丈部稻麻呂）。意は（防人として出立する子どもに、別れの言葉として）父母が、頭をなでまわしながら、無事、幸せでいるようにと、言ってくれた言葉が、忘れられない。子を思う親の心情には、昔も今も変わりありません。最近の世情は如何。

表紙の写真

つくば市内の筑波実験植物園で今年6月中旬に開催された蘭展で、かわいいいランの花を見かけましたので、本誌にアップしました。

入会説明会ご案内

月日	時間	場所
8月8日(木)	1時30分～	大穂庁舎3階
9月12日(木)	1時30分～	大穂庁舎3階